

給与支払報告書（総括表）

※令和8年2月2日までに提出してください。

宮城県亘理郡山元町長 殿

令和 年 月 日提出

指 定 番 号

給与の支払期間 令和 年 月 日から 月 日まで

給与支払者の 個人番号又は法人番号										事業種目					
フリガナ										受給者 総人員		人			
給与支払者の氏名										特別徴収対象者					
又は名称										普通徴収対象者 (退職者)					
所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業所の名称										普通徴収対象者 (退職者を除く)					
フリガナ										報告人員の合計					
同 上 の 所 在 地										人		人			
給与支払者が 法人である場合の 代表者の氏名										員		報告人員の合計			
連 給 者 の 氏名、所属課、係名 及び電話番号										課 係		所轄税務署名		税務署	
開手税理士等の氏名 及び電話番号										氏名 (電話)		給与の支払方法 及びその期日		必要・不要	
										氏名 (電話)		納入書の送付			

記 載 要 領

- この給与支払報告書（以下「報告書」という。）は、地方税法（以下「法」という。）第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のある者は、次により報告書を提出してください。
(イ) 1月1日現在において給与の支払を受けている者 2月2日まで
(ロ) 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなった者 退職した年の翌年の2月2日まで
- 「指定番号」欄には、提出先の市町村が定める指定番号を記載してください。
- 「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 「連給者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「開手宛理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、特別徴収の対象となる者の人員を記載してください。
- 「普通徴収対象者（退職者）」欄には、「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となる者のうち退職者の人員を記載してください。
- 「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄には、「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となる者のうち退職者を除いた人員を記載してください。
- 「報告人員の合計」欄には、「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者（退職者）」欄及び「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄の人員の合計を記載してください。
- 「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。
- 記載内容に誤りがある場合は朱書き訂正してください。

事業主の皆様へ

宮城県と県内全市町村では、平成25年度から特別徴収義務者の一斉指定を行っております。特別徴収を実施していない事業主の方についても順次特別徴収義務者の指定を行います。特別徴収義務者への移行をお願いしております。

特別徴収とは、従業員の個人町県民税及び森林環境税を、事業主（給与支払者）が給与から天引き（特別徴収）し、従業員に代わって納入していただく制度で、所得税の源泉徴収義務のある事業主は特別徴収することが法律（地方税法第321条の3等）により義務づけられていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

〈提出期限について〉

令和8年2月2日（月）【厳守】

※事務処理の都合上、令和8年1月20日頃までの提出にご協力願います。

〈給与支払報告書を提出いただく際に仕切紙をご利用ください〉

特別徴収義務者の一斉指定に伴い、原則特別徴収となりますが、下記に該当し普通徴収（本人が納付）となる場合、仕切紙の「該当する理由の人数」欄に該当者数を明記していただきます。理由がない場合や仕切紙がない場合などは、特別徴収とさせていただきますのでご注意ください。

【普通徴収の理由】

- 退職者及び5月末日までの退職予定者
- 他の事業所で特別徴収が行われている
- 給与の支払が不定期である
- 事業専従者である（毎月給与と支払がある場合を除く）

〈給与支払報告書のeLTAX等による提出の義務化について〉

前々年（令和6年）に提出した給与支払報告書の枚数が100枚以上の場合、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務化されております。
詳細はeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lg.go.jp>)をご覧ください。

〈提出先〉

〒989-2292 宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山32番地
山元町役場 税務課 課税班 TEL (0223) 37-1114